

## 平成22年度 第24回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成23年3月4日（金）午前10時01分～10時27分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 高橋敬一  
委員 中原都

#### 【事務局職員】

事務局長 西山秀雄 次長 加賀田 啓  
任用課長 西尾孝之 給与課長 稲田 将  
副主幹 懸樋順一 副主幹 新高謙一  
副主幹 川口豊長

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について

議案第2号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第3号 現業職員の一般行政職への転任の承認について

### 5 議事の公開・非公開

議案第1号及び議案第3号を非公開とした。

### 6 議事

#### (1) 議案第1号

公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

公平委員会事務受託団体の職員から不服申立書が提出され、記載事項等を調査したところ、いずれも不服申立ての要件を具備していると認められるため、これらを受理しようとするもの。

あわせて、事案の円滑な審理を図るため、地方公務員法第50条第2項及び不利益処分についての不服申立てに関する規則第16条第1項の規定に基づき、事務局長を審査員に指名し、審査に関する事務の一部を委任しようとするもの。

(2) 議案第2号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 時間外勤務関係

- ア 職員の給与の支給に関する規則
- イ 職員の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針（通知）

(2) 夏季休暇関係

- ア 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ウ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）
- エ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

② 概要

(1) 時間外勤務関係

本県人事委員会の行った職員の給与に関する報告の内容のとおり、改正しようとするもの。

ア 職員の給与の支給に関する規則

(ア) 「月60時間の時間外勤務の算定」の対象から除く日を日曜日又はこれ相当する日としている規定を削除する。

→ 日曜日又はこれに相当する日を「月60時間の時間外勤務の算定」の対象とする。

(イ) 時間外勤務手当の算定に関する事項

時間外勤務の時間数が月60時間を超えた日後に勤務1時間当たりの給与に異動のあった場合の、時間外勤務代休時間を指定するルールを定めた運通知の規定を規則で規定し直す。

イ 職員の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針

ア(ア)の改正を行うことに伴い、月の途中で勤務形態が変更された場合等 おける「日曜日及びこれに相当する日」を定めた規定を削除する。

ア(イ)の改正により規則で規定することに伴い、該当する規定を削除する。(施行日：平成23年4月1日)

(2) 夏季休暇関係

知事から改正依頼があり、その内容に基づき改正しようとするもの。

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

夏季における職員の公務能率の向上等を図るため、夏季休暇の日数を連続する5日（現行 4日）とする。

ウ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

エ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

ア又はイの改正に伴い、改正部分が引用されている規定を改正する。(施行日：公布日)

【質疑】

委員

県費以外の教職員はどうか。例えば行政職や大学の教員などと比べて処遇はどうか。

事務局

県立高校はもちろん、市町村立学校の職員については法律により県で定めることとされており、

県費負担教職員に係る規則を別に設けて、県職員並みとしている。今回、それもあわせて改正しようとするものである。国立大学の教員等については、承知していない。

(3) 議案第3号

現業職員の一般行政職への転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

知事及び病院事業管理者から、現業職員の一般行政職への転任申請があり、申請のとおり承認しようとするもの。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成23年3月18日（金）午前10時から開催することとした。